

台東区認証保育所等保育料助成のごあんない

台東区では、認証保育所又は指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設(企業主導型保育施設を含む)に月極契約で通われている場合に、認可保育園を利用しての方との負担の均衡を図るため、保護者の方に助成を行っています。

1 助成対象者（次の全ての条件に該当する方）

- (1) 児童及び保護者が台東区民であること
- (2) 児童と保護者が同一世帯であること
- (3) 児童の保護者が認証保育所等と、月120時間以上の月極利用契約をしていること
- (4) 国無償化の対象となった月については、施設等利用給付のうち認証保育所等保育料にかかる給付のみを受けていること
- (5) 認可保育園、認定こども園及び幼稚園に在籍していないこと
- (6) ベビーシッター利用支援事業(事業者連携型)の補助を受けていないこと。
- (7) 保育の必要性の認定を受けていること(令和9年4月利用分より)

2 助成の条件（次の全てに該当する場合）

- (1) 助成対象期間中、毎月初日に住民登録が台東区にある月について助成します。
- (2) 認証保育所等に満額の保育料を支払い、かつその納付が確認できた月について助成します。

3 助成を行わない場合（次のいずれかに該当する場合）

- (1) 助成対象者及び助成の条件に該当しない場合
- (2) 認可保育園に入所した場合の保育料の方が高い場合
- (3) 保育料の差額が1,000円未満の場合
- (4) 月の途中で入園・退園し、その月の保育料を日割りで支払った場合
- (5) 認証保育所等に保育料を支払っていない場合
- (6) 申請受付期間中に申請手続きを行わない、または申請に必要な書類が整わない場合

4 助成額

対象児童が認可保育園に入所した場合の標準時間の保育料※と、認証保育所等と契約した基本時間の保育料(国無償化による助成額及び延長保育料、消費税等は除く)を比較し、その差額に応じて下記表の金額を上限に助成します。差額全額の支給ではありません。

※ 令和8年4月～令和8年8月分の助成額は令和7年度住民税課税額 で算出した保育料をもとに決定

※ 令和8年9月～令和9年3月分の助成額は令和8年度住民税課税額

※ 修正申告等により課税額が変更になった場合は、保育料についても変更になる場合がありますので、担当までご連絡ください。

※ 0～5歳児の副食費は無償化されました。助成額決定の際、保育料に給食費を含んで算出いたします。

○ 保育料の差額

= 認証保育所等の保育料－国無償化助成額－認可保育園の標準時間の保育料

○ 令和7年度の東京都の第1子無償化実施により、「保育料の差額」を算出する際の「認可保育園の標準時間の保育料」が第何子に関わらず0円となります。

国無償化(施設等利用費)の上限額変更に伴い、10月より下記の通り一部変更となります。

【令和8年9月まで】

《対象施設》		国無償化 (施設等利用費) 【助成上限額】	保育料助成 【助成上限額】
① 認証保育所			
② 指導監督基準を満たす旨の証明書を有する認可外保育施設			
③ 企業主導型保育施設(指導監督基準を満たす旨の証明書有)※1			
0～2歳児 クラス	課税世帯		80,000 円
	非課税世帯	42,000 円	38,000 円
3～5歳児クラス※2		37,000 円	40,000 円

※1 企業主導型保育施設を利用する国無償化対象者については、施設側で標準的な利用料の金額を減額しており、国無償化(施設等利用費)による助成の対象とはなりません。

助成対象額(認証保育所等の保育料)は、施設側で国無償化助成額等を減額した後の保育料です。

※2 0～2歳児クラスの課税世帯の方が3歳児クラスに進級し、引き続き対象施設に通う場合、上記の国無償化制度も対象となります。こちらの制度を受けるにあたり、「保育の必要性の認定」が必要となります。認定申請は利用開始月より前にしていただく必要があります。認定期間を遡っての助成申請はできませんのでご注意ください。

詳しくは台東区ホームページをご確認ください。

こちらの QR コードから国無償化
制度について確認できます⇒



【令和8年10月以降】

《対象施設》 9月までと変更なし		国無償化 (施設等利用費) 【助成上限額】	保育料助成 【助成上限額】
0～2歳児 クラス	課税世帯		80,000 円
	非課税世帯	45,700 円	34,300 円
3～5歳児クラス		40,300 円	36,700 円

※ 保育料助成について、令和9年3月分までは保育の必要性の認定は不要です。

※ 国無償化と保育料助成は合算額を助成可能です。ただし、それぞれ申請が必要となります。

5 受付期間と交付時期（令和8年度）

助成金は年4回、3ヶ月ごとに交付します。申請内容、助成条件を審査後、決定通知書を送付し、助成金を申請者の銀行口座に振り込みます。

回	対象月	申請書締切日	交付時期
第1回	4月～6月	令和8年7月31日(金)	9月中旬
第2回	7月～9月	令和8年10月30日(金)	12月中旬
第3回	10月～12月	令和9年1月29日(金)	3月中旬
第4回	1月～3月	令和9年4月30日(金)	6月中旬

※ 各回締切日を過ぎた場合は、次回分と合わせての交付となります。ただし、令和8年度分については、令和9年4月30日(金)が最終期限となりますので、締切日を過ぎた場合は助成できません。

6 申請方法

上記の申請書締切日までに必要書類を揃えて、下記の提出先まで持参または郵送して下さい(郵送の場合は締切日必着とします)。

申請は年度で1回必要となります。前年度にご申請された場合でも年度が替わった際は再度提出が必要となりますのでご注意ください。また、年度中に区外に転出後、再転入された場合や施設を転所(園)された場合、一度施設を退所(園)され再入所(園)された場合は、再度申請が必要となります。振込口座を変更する際も再度申請が必要です。

< 必要書類 > ※国無償化(施設等利用費)の申請をされる方は原則同時にご申請ください。
ただし、国無償化を申請される場合は保育の必要性の認定申請を利用開始月より前にしていただく必要があります。

(1) 助成申請書兼請求書(第1号様式)

(2) 必要な年度の住民税課税(非課税)証明書の写し (※)下記に該当する場合のみ提出

○ 令和7年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合

→ 令和8年4月～令和8年8月分の助成額算定に必要なため、令和7年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「**令和7年度**住民税課税(非課税)証明書の写し」を提出してください(該当する保護者全員の分が必要となります。)

○ 令和8年1月1日現在、台東区に住民登録がない場合

→ 令和8年9月～令和9年3月分の助成額算定に必要なため、令和8年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する「**令和8年度**住民税課税(非課税)証明書の写し」を提出してください(該当する保護者全員の分が必要となります。)

7 留意点

- (1) 申請者は、実際に認証保育所等の保育料を支払っている保護者(契約者)となります。
- (2) 振込口座は、申請者と同一名義人の口座になります。ご家族やお子さま名義の口座であっても申請者と別の名義の口座には振り込みできません。
- (3) 振込口座は、無償化(施設等利用費)の申請をされる場合、必ず同一口座としてください。システム処理の都合上、別々の口座を指定することはできません。
- (4) 振込口座は、一部地方の信用金庫について取り扱っていない場合がありますので、お問い合わせください。
- (5) 助成金は、認証保育所等に対して保育料の支払状況を照会し、納付が確認できた場合に交付します。したがって、在籍施設から未納の月があると報告を受けた場合には、当該月分を除外した額を交付します。なお、助成金の交付決定後に在籍施設に未納分を支払っても、助成金の追加交付を行うことはありません。
- (6) 偽りその他の事情により過払いとなった助成金は、判明次第返還していただきます。
- (7) 助成金の振込口座や振込額等に関する問合せは、個人情報 の適切な取扱いを確保するため、原則として申請者以外の方にはお答えできませんのでご了承ください。
- (8) お子様1人につき、申請書兼請求書1枚が必要になります。
- (9) 次年度以降の助成内容等については未定です。制度変更・廃止等することがありますので予めご承知おきください。

提出・問合せ先

〒110-8615 台東区東上野4-5-6
台東区こども家庭部
保育課給付担当(6階③番窓口)
電話:03-5246-1309、1234

第1号様式（申請書兼請求書）

< 記 入 例 >

第1号様式(第5条関係)

台東

5 捺印を押印してください。

3 太枠内に申請者（保護者）の住所（転出された場合は転出先の住所）、氏名、電話番号をもれなく記入してください（下記の口座名義人と同じにしてください）。

申請者（保護者）

2 日付は提出される日をご記入ください。

<文字の訂正>

訂正箇所には二重線を引き、申請印、請求印と同一の印で押印してください。

住 所	〒110-8615 5-6 台東区東上野4-6-7	台東
フリガナ	タイウ タロウ	
氏 名	台 東 太 郎	
電 話	03-5246-1111	

令和8年度 台東区認証保育所等保育料助成申請書兼請求書

同意事項

1 同意事項を確認してください。

- 1 区が保有する住民基本台帳を確認すること。
- 2 区が下記の児童が入所している認証保育所等に、当該児童の在籍状況及び保育料の支払状況を確認す

6 太枠内に対象児童の氏名、生年月日、認証保育所等の施設名、入所日をもれなく記入してください。

なお、お子様が2人以上いる場合には、それぞれ申請書兼請求書を記入、提出してください。

4 スタンプ印（シャチハタ等）以外の印鑑で押印してください。

本区認証保育所等保育料助成金の交付について、上記に同意の上申請します。

児童氏名(フリガナ)	生年月日
(タイウ ハナコ)	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日
台 東 花 子	
認証保育所等の施設名	入所日
〇〇〇保育所	〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

※ 添付書類：助成額算出に必要な住民税課税（非課税）証明書の写し等

7 裏面の「課税（非課税）証明書の提出確認」欄を確認し、対象の方は提出してください。

口座振替依頼書（上記申請に係る助成金は、下記の口座に振り込んでください。）

振込先 金融機関名	〇〇〇〇〇	銀 行 信用金庫 信用組合	支店名	□□□（本）支店
預金種別	普通	口座番号	0 1 2 3 4 5 6	※右詰で記入すること。
(フリガナ)	タイウ タロウ			
口座名義	台 東 太 郎			

無償化（施設等利用費）の申請をされる場合は必ず同一口座としてください。

8 太枠内に振込口座の情報をもれなく記入してください。なお、申請者名義以外の口座には振込みできません。

いる場合は、お問い合わせください。

（裏面も合わせてご確認ください）

※ 認可外保育施設及び企業主導型保育施設 情報誌

施設名称	〇〇〇保育所
施設所在地	〒111-1111 〇〇区△△△1-1-1
設置者名	株式会社□□□□
代表者名	代表取締役 ■■ ■■

9 区外にある認可外保育施設、企業主導型保育施設に通っている場合のみ記載が必要です（認証保育所は不要）。

原則施設（園）の方に記載してもらってください。また、区から四半期に1回、保育料の納入確認等がある旨を施設（園）の方に必ずお伝えください。

○児童の契約状況及び保育料納入金額等の確認先

担当者	■■
通知等送付先	〒222-2222 〇〇区△△△2-2-2
電話番号	03-XXXX-XXXX
メールアドレス	abcdefg@▲▲▲▲.ne.jp

課税（非課税）証明書の提出確認

※該当箇所にチェックしてください。

☆令和8年4月～令和8年8月分の申請について

10 下記内容を確認し、該当箇所にチェックしてください。

保護者1	保護者2	
	✓	令和7年1月1日現在、台東区に住民登録がある → 住民税課税（非課税）証明書の提出は必要ありません。ただし、未申告等により、区が課税状況を確認できない場合は、至急申告してください。
✓		令和7年1月1日現在、台東区に住民登録がない → 令和7年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する令和7年度住民税課税（非課税）証明書の写しを提出してください（以下の場合は提出を省略可能）。
		書類提出を 省略できる方
✓		① 令和7年度助成申請時に提出済 ② 認可保育園の申込時に提出しており、それを区が確認することに同意するため

※該当箇所にチェックしてください。

☆令和8年9月～令和9年3月分の申請について

保護者1	保護者2	
	✓	令和8年1月1日現在、台東区に住民登録がある → 住民税課税（非課税）証明書の提出は必要ありません。ただし、未申告等により、区が課税状況を確認できない場合は、至急申告してください。
✓		令和8年1月1日現在、台東区に住民登録がない → 令和8年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する令和8年度住民税課税（非課税）証明書の写しを提出してください（以下の場合は提出を省略可能）。
		書類提出を 省略できる方
		認可保育園の申込時に提出しており、それを区が確認することに同意するため

必要な年度の住民税課税（非課税）証明書の写しをご提出ください。



第1号様式(第5条関係)

年 月 日

台東区長 殿

申請者(保護者)

住 所	〒		
フリガナ		印	
氏 名			
電 話			

令和8年度 台東区認証保育所等保育料助成申請書兼請求書

同意事項

- 1 区が保有する住民基本台帳を確認すること。
- 2 区が下記の児童が入所している認証保育所等に、当該児童の在籍状況及び保育料の支払状況を確認すること。
- 3 区が保有する私、配偶者、その他児童と生計を一にする扶養義務者の所得額及び特別区民税等の課税資料を確認すること。

下記児童に係る台東区認証保育所等保育料助成金の交付について、上記に同意の上申請します。

児童氏名(フリガナ)	生年月日
()	年 月 日
認証保育所等の施設名	入所日
	年 月 日

※ 添付書類:助成額算出に必要な住民税課税(非課税)証明書の写し等

口座振替依頼書(上記申請に係る助成金は、下記の口座に振り込んでください。)

振込先 金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合				支店名	(本)支店			
預金種別	普通	口座番号							※右詰で記入すること。
(フリガナ)							※助成金の振込口座は、申請者(保護者)名義の口座のみとなります。		
口座名義									

- ※ 無償化(施設等利用費)の申請をされる場合は必ず同一口座としてください。
- ※ 一部地方の信用金庫について取り扱っていない場合がありますので、お問い合わせください。

(裏面も合わせてご確認ください)

※ 認可外保育施設及び企業主導型保育施設 情報記載欄【区外のみ記入】

施設名称	
施設所在地	〒
設置者名	
代表者名	

○児童の契約状況及び保育料納入金額等の確認先

担当者	
通知等送付先	〒
電話番号	
メールアドレス	

課税(非課税)証明書の提出確認

※該当箇所にチェックし
てください。

保護者1	保護者2	☆令和8年4月～令和8年8月分の申請について	
		令和7年1月1日現在、台東区に住民登録がある → 住民税課税(非課税)証明書の提出は必要ありません。ただし、未申告等により、区が課税状況を確認できない場合は、至急申告してください。	
		令和7年1月1日現在、台東区に住民登録がない → 令和7年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する令和7年度住民税課税(非課税)証明書の写しを提出してください(以下の場合は提出を省略可能)。	
		書類提出を省略できる方	① 令和7年度助成申請時に提出済 ② 認可保育園の申込時に提出しており、それを区が確認することに同意するため

※該当箇所にチェックし
てください。

保護者1	保護者2	☆令和8年9月～令和9年3月分の申請について	
		令和8年1月1日現在、台東区に住民登録がある → 住民税課税(非課税)証明書の提出は必要ありません。ただし、未申告等により、区が課税状況を確認できない場合は、至急申告してください。	
		令和8年1月1日現在、台東区に住民登録がない → 令和8年1月1日現在、住民登録があった市区町村が発行する令和8年度住民税課税(非課税)証明書の写しを提出してください(以下の場合は提出を省略可能)。	
		書類提出を省略できる方	認可保育園の申込時に提出しており、それを区が確認することに同意するため